

その契約、本当に必要？



訪問販売や電話勧誘販売は 突然やってきます!!

訪問販売や電話勧誘販売などは不意打ち性が高く、消費者は冷静に判断できないまま契約してしまう場合があります。「特別に値引きをする」などと言葉巧みに契約を迫られても、その場ですぐに契約はせずに、家族や周囲の人に相談しましょう。もし、**契約してしまっても法定書面を受け取って8日以内なら、クーリング・オフができます。**

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ